

国富町公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

国富町長 日 高 利 夫



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

- (1) 岩知野地区
- (2) 大脇地区
- (3) 八幡地区
- (4) 須志田地区
- (5) 宮王丸地区
- (6) 一丁田・仮屋原地区
- (7) 塚原地区
- (8) 木脇地区
- (9) 八代下地区
- (10) 三名地区
- (11) 八代北俣地区
- (12) 八代南俣地区
- (13) 深年地区
- (14) 森永地区
- (15) 本庄地区
- (16) 川南地区
- (17) 向高地区